

諮問日：令和4年3月22日（令和3年度（最情）諮問第56号）

答申日：令和4年7月27日（令和4年度（最情）答申第13号）

件名：最高裁判所裁判官会議議事録の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「1971（昭和46）年4月中に開催されたすべての最高裁の裁判官会議の議事録」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「裁判官会議（第一三回）議事録」、「裁判官会議（第一四回）議事録」及び「裁判官会議（第一五回）議事録」（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年1月24日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定年月日に特定の司法修習生は最高裁により罷免された。第65回国会参議院法務委員会（1971年5月20日）において、最高裁判所事務総長は次のとおり答弁している。

「以上の処置〔特定の罷免〕は、十五人の最高裁判所裁判官が裁判官会議においてあらゆる観点から慎重に審議の上決定されたものでございます。」

しかし、特定月日に最高裁裁判官会議が開催されたことを示す議事録は存在しない。議事録上の開催回数の表記も、3月31日が第12回で4月9日が第13回となっている。従って、特定月日の「会議」は最高裁裁判官会議ではな

く、最高裁判所裁判官会議規程6条による「応急の措置」だった可能性がある。同条は続いて「この場合には、遅滞なく、裁判官会議の承認を得なければならない。」と定めている。最高裁判所事務総長の国会答弁はこのことを指しているのではなかろうか。

特定の罷免はきわめて異例の処分である。最高裁裁判官会議でどのような議論を経てこのような結論に至ったのかは、明らかにされ後世への警鐘とすべきである。しかもすでにこの事件から50年以上が経過し、当時の最高裁裁判官会議の関係者で存命者はいない。もはや存命者のだれに迷惑がかかるわけでもない。一方で、特定の罷免決定に至る内実が明らかにされる歴史的意義はきわめて大きい。

そこで、1971年4月に開催された第13回、第14回、第15回の最高裁裁判官会議の議事録のうち、特定の罷免につき「あらゆる観点から慎重に審議の上決定された」経緯を記した部分についてマスキングを解除されることを強く求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出に対し、本件対象文書を対象文書として特定した。
- 2 裁判官会議（第一三回）議事録のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分1」という。）には、署名、印影、委員会幹事に任命された者の氏名等及び採用取消となった司法修習生の氏名等が記載されており、これらは行政機関が保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書に該当する事情もない。

その余の不開示とした部分には、公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらは法5条6号ニに定める不開示情報に相当する。

- 3 裁判官会議（第一四回）議事録のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分2」という。）には、署名、印影、審査会予備委員に推せ

んされた者の氏名等、委員会幹事に任命等された者の氏名等、春の叙勲及び賜杯内定者名簿に登載された者の氏名等、永年勤続者表彰候補者名簿に登載された者の氏名等並びに災害補償審査申立事案における被災者の氏名、災害の具体的内容及び判定の内容等が記載されており、これらは法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書に該当する事情もない。

なお、春の叙勲及び賜杯内定者名簿に登載された者の官職等が記載された部分につき、公にすることにより適正な栄典事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に相当するため、不開示理由として法5条6号を追加する。

- 4 裁判官会議（第一五回）議事録のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分3」といい、本件不開示部分1及び本件不開示部分2と併せて「本件不開示部分」という。）には、署名、印影、裁判官の昇給に関する事項及び委員会委員等に任命された者の氏名等が記載されており、これらは法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書に該当する事情もない。

その余の不開示とした部分には、公にすることにより裁判官会議の運営に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報及び公にすることにより広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらは法5条6号柱書に定める不開示情報に相当する。

なお、裁判官の昇給に関する事項につき、公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報にも相当するため、不開示理由として法5条6号ニを追加する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------------|
| ① 令和4年3月22日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

④ 同年7月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 裁判官会議（第一三回）議事録について

見分の結果によれば、本件不開示部分1には、裁判官に関する人事関係事項、最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影、最高裁判所判例委員会幹事に任命された者の氏名等並びに採用取消しとなった司法修習生の氏名及び受験番号が記載されていることが認められる。

このうち、最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影、最高裁判所判例委員会に任命された者の氏名等並びに採用取消しとなった司法修習生の氏名及び受験番号は、いずれも法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書に該当する事情は認められない。

裁判官に関する人事関係事項が記載されている部分については、見分の結果によれば、本文部分の不開示とされている部分に裁判官に関する人事関係についての協議内容等が記載されていること、その表題等を含む全部が不開示とされている別紙部分は「極秘」との表示がされ、裁判官の人事に関する事項で、所長等の人事事項の議事の資料となる情報が記載されていることが認められる。これらの情報は、その記載内容に照らせば、人事事務に関する担当者等の一部の関係職員以外には知られることのないもので、非常に機密性が求められる機微な性質のものであると推測される。そうすると、裁判官の人事管理に係る事務の性質上、これらの情報を公にすると、これを知った者に無用な憶測を生じさせ、あるいは不信感を抱かせるなどして、裁判所の人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということが出来る。したがって、裁判官に関する人事関係事項が記載されている部分には、公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されているという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。よって、本件不開示部分1のうち、裁判官に関する人事

関係事項が記載されている部分については、法5条6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

以上より、本件不開示部分1は、法5条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 裁判官会議（第一四回）議事録について

見分の結果によれば、本件不開示部分2には、最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影、副検事選考審査会予備委員に推せんされた者の氏名等、最高裁判所判例委員会幹事に任命等された者の氏名等、春の叙勲及び賜杯内定者名簿に登載された者の氏名、官職及び内定者数等、永年勤続者表彰候補者名簿に登載された者の氏名等並びに災害補償審査申立事案における被災者及び審査申立人の氏名、災害の具体的内容、審査申立てに至った経緯、審理の概要、審査を行った最高裁判所災害補償審査委員会の意見及び当該審査申立てに対する最高裁判所の判定の内容等が記載されていること、春の叙勲及び賜杯内定者名簿及び永年勤続者表彰候補者名簿には「秘」と表示されていることが認められる。これらの情報は、いずれも法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書に該当する事情は認められない。

また、このうち春の叙勲及び賜杯内定者名簿に登載された者の氏名、官職及び内定者数等が記載されている部分について、その記載内容に照らして検討すると、実際の受章者数は内定者の辞退や推薦取消等により内定者数から減少する場合があります。官職及び内定者数を公にすると、受章に至らなかった者の有無及び人数が明らかになると推測され、その結果、受章に至らなかった具体的理由を第三者から追及されたり、様々な憶測や誤解を招いたりするおそれがあるということが出来る。したがって、これらの情報は、公にすることにより適正な栄典事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報にも相当するという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。よって、本件不開示部分2のうち、春の叙勲及び賜杯内定者名簿に登載された者の氏名、官職及び内

定者数等が記載されている部分については、法5条6号に規定する不開示情報にも相当すると認められる。

以上より、本件不開示部分2は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

3 裁判官会議（第一五回）議事録について

見分の結果によれば、本件不開示部分3には、最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影、裁判官の昇給に関する事項として昇給号俸、官職及び氏名、裁判所書記官制度調査委員会及び家庭裁判所調査官試験委員会それぞれの委員に任命等された者の氏名等並びに特定の報道機関に対する抗議の経緯に関する事項が記載されていることが認められる。

このうち、最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影、裁判官の昇給に関する事項並びに裁判所書記官制度調査委員会及び家庭裁判所調査官試験委員会それぞれの委員に任命等された者の氏名は、いずれも法5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書に該当する事情は認められない。

また、裁判官の昇給に関する事項に記載されている情報は、人事事務に関する担当者等の一部の関係職員以外には知られることのない性質のものであると推測される。そうすると、これらの情報が公になると、当該情報を知った者から不当な働き掛けがされたり、裁判官の職務遂行に無用の影響を与えたりすることがあるなどして、裁判所の人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。したがって、裁判官の昇給に関する事項は、公にすることにより今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報にも相当するという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。よって、本件不開示部分3のうち、裁判官の昇給に関する事項が記載されている部分については、法5条6号ニに規定する不開示情報にも相当すると認められる。

次に、特定の報道機関に対する抗議の経緯に関する事項が記載されている部

分については、見分の結果によれば、本文部分の不開示とされている部分に上記抗議に関する事実経過が記載されていること、別紙部分は「秘」との表示がされ、その標題等を含む全部が不開示とされていること、同不開示部分には、上記経緯に関する最高裁判所事務総局広報課長による報告等の資料として、上記抗議に至った経緯やその検討内容についての情報が記載されていることが認められる。これらの情報について、その記載内容に照らして検討すると、これらの情報が公になると、最高裁判所裁判官会議における具体的な審議経過及び内容等が推知されると認められるから、最高裁判所裁判官会議の運営に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。また、これらの情報が公になると、報道機関の具体的な取材活動及び最高裁判所からの抗議に対する具体的な対応等が明らかになり、報道機関における取材活動の自由を尊重することで築き上げられてきた裁判所と報道機関の間の信頼関係が損なわれるおそれがあると認められることから、裁判所における広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分3のうち、特定の報道機関に対する抗議の経緯に関する事項が記載されている部分については、法5条6号柱書に規定する不開示情報に相当すると認められる。

よって、本件不開示部分3は、法5条1号、6号柱書及び同号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

4 苦情申出人は、既に50年以上が経過していることや歴史的意義があることを主張するが、本件対象文書が51年前に作成されたものであることや本件対象文書の記載内容を踏まえて検討しても、取扱要綱記第4による裁量的開示を相当とする事情は見当たらない。したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

5 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号、6号柱書

及び同号ニに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長 戸 雅子